

ヴィム スポーツ アベニュー 施設利用約款

[入場資格]

第1条 本施設へ入場できる方は次のとおりとします。

- ①ヴィムスポーツアベニューの会員
- ②会員の同伴者（ゲスト）
- ③その他特に認める方

但し、会員は入場に当り会員証を携帯していただきます。

また、暴力団関係者、刺青のある方、酒気をおびてゐる方、伝染病・皮膚病・精神病等疾患のある方、その他入場が不適切と認められる方は入場をお断りします。

[入場手続]

第2条 入場資格のある方は受付にて施設利用区分毎に定められた料金を前納し、所定の手続を済ましていただきます。

[施設利用区分]

第3条 入場者は会員区分により認められた施設に限り利用することができます。

[遵守]

第4条 入場者は館内規則、その他各施設毎に定められた注意事項を遵守し、事故を防止すると共に、相互の親睦を図り健全な社公の場として秩序の維持、向上に努めるものとします。

第5条 会員の健康管理は、会員自身が行なうものとします。但し、未成年者については保護者がその責務を負うものとします。

第6条 入場者による施設内の写真、ビデオ等の撮影はお断りします。

[退場処分]

第7条 館内規則、その他注意事項に違反した方若しくは館内秩序を乱す恐れのある方は退場処分とします。この場合前納された利用料金は返戻いたしません。

第8条 クラブ内で発生した盗難事故については、クラブは一切の責任を負わないものとします。

[損害賠償責任]

第9条 入場者が施設利用に当り人的・物的事故を引き起した場合には、被害者に対し速やかにその損害を賠償するものとし、加害者がゲストの場合は同伴者若しくは紹介したヴィムスポーツアベニューの会員も連帯してその責に任ずるものとします。〔紛争の解決〕

第10条 本施設の利用に際し生じた人的・物的事故の解決は当事者の話し合いにより円満解決を図るものとし、いかなる場合も施設の所有者、占有者はその責任を負わないものとします。

[施設の運営・管理責任]

第11条 本施設は株式会社幸和企画が責任をもって運営管理し、本施設の利用に際し生じた人的・物的事故については前9条、10条により解決されるものとし、株式会社幸和企画は一切免責されるものとします。

[未成年者の取扱い]

第12条 入場者が未成年者の場合は、その親権者が入場手続を行ったか否かに拘らず、本約款、館内規則に定められた入場者としての義務を負い、責に任ずるものとします。

[施設の貸与]

第13条 本施設は会員以外の方にもその全部又は一部を特に貸与して利用することを認めることがあります。

[施設の閉鎖・使用制限]

第14条 本施設は次の場合、その全部又は一部が閉鎖若しくは使用制限されます。

- ① 気象、災害その他により開場が適切でないと認められる場合
- ② 施設の改造、補修又は空発的な事故が生じたとき
- ③ 年末、年始、夏期及び毎月の定休日
- ④ 当クラブが主催する特別イベントのとき
- ⑤ その他運営管理上必要と認められるとき

[本約の発効及び改訂]

第15条 本約款は14年2月1日をもって改訂します。

第16条 本約款の改訂、追加等に関する事項は館内にこれを公示することにより行います。